

年金記録確認第三者委員会報告書 項目案

I はじめに

II 第三者委員会の活動状況の概要

1 活動の概況

(経過)

- 年金記録問題が国民生活に直結する切実かつ深刻な問題と認識されるに至り、19年6月22日に総務省に臨時の機関として年金記録確認第三者委員会（中央委員会及び全国50の地方委員会）を緊急に設置。年金記録に係る申立てに関し、国民の立場に立って公正な判断を行ってあつせん案等を作成。
- 中央委員会では、問題の緊急性にかんがみ、速やかに実質的な審議に入れるよう、設置後約2週間間に具体的な事案の分析を基に集中的な調査審議を行い、第三者委員会の活動の基本的な考え方、運営の考え方及び手続き、判断の基準、事案類型別の肯定的な関連資料及び周辺事情の例等を内容とする基本方針案を取りまとめ、総務大臣に報告。総務大臣は19年7月10日に基本方針を決定。
- その後、調査審議の積み重ねを踏まえ、21年6月25日に基本方針を改正。この改正では、一般的な調査事項の例の明示、肯定的な関連資料及び周辺事情の例の追加、基本的に申立てを認める方向で検討するものの例の追加、脱退手当金事案についての規定の追加等を実施。
- また、中央委員会に置かれる各部会（国民年金部会、厚生年金部会及び脱退手当金部会）では、社会保険庁年金記録審査チームが扱っていた事案等、地方委員会があつせん案等を作成するに際しての先例となる事案を調査審議し、最初の任期（21年6月）までに先例として必要な調査審議をおおむね終了。これまでに5,174件の事案を調査審議（23年5月17日現在。あつせん又は訂正不要と判断した件数の合計）。
- 地方委員会では、年金記録に係る個々の申立てに対するあつせんに関する調査審議を行ってあつせん案等を作成。19年7月以降順次調査審議を開始し、これまでに172,009件の事案について処理（同）。
- この間の委員会等の開催状況をみると、①中央委員会及び中央委員会に置かれる部会（基本、国年、厚年、脱手）全体で311回、②地方委員会及び地方委員会に置かれる部会（国年、厚年、その他）全体で29,815回、

合計で 30,126 回の委員会・部会を開催（23 年 4 月末現在）。その開催頻度をみると、20 年 3 月の 1 か月では 1 週当たり約 100 回、22 年 3 月の 1 か月では体制の強化等により 1 週当たり約 200 回の委員会・部会を開催。最近では、未処理件数及び申立件数の減少傾向から、23 年 3 月では 1 週当たり約 180 回となっている。

- ・ しかし、依然として大都市地域に所在する地方委員会においては、ほぼ毎週部会が開催されている状況。

（体制）

- ・ 発足当初は、中央及び全国 50 か所の地方委員会において、委員 338 人、合議体（委員会及び部会）54、事務室職員 459 人を配置。その後、一層の審議の迅速化を図る観点から順次体制を強化し、21 年度には委員 950 人（当初の約 2.8 倍）、合議体約 240（同約 4.4 倍）、事務室職員約 2,200 人（同約 4.8 倍）まで拡充。
- ・ 23 年度は、未処理件数及び申立件数の減少傾向を踏まえ、これに見合った体制とし、委員及び合議体数はほぼ同程度であるものの、事務室職員を約 1,900 人に縮減。

2 事案処理

（1）受付の状況

（受付件数）

- ・ これまで、年金事務所等において累計で 224,079 件の申立てを受付（社会保険庁年金記録審査チームにおいて扱った件数を含む。23 年 5 月 8 日現在）。
- ・ 受付件数は、19 年度（19 年 7 月の受付開始後の約 8 か月半）50,752 件、20 年度 49,807 件、21 年度 60,373 件、22 年度 59,839 件と推移。また、1 週当たりの受付件数をみると、19 年度は約 1,600 件であったが徐々に減少し、22 年度には約 1,100 件。直近（23 年 4 月）の 1 か月では約 700 件とさらに減少。

（受付事案の傾向）

- ・ 国民が自ら過去の年金記録を確認する主な手段としては、
 - ① 年金受給者・加入者に対し、社会保険庁が把握している年金記録（加入期間等）を通知する「ねんきん特別便」（19 年 12 月から 20 年 10 月にかけて 1 回かぎり送付）、
 - ② 加入者のみに対し、社会保険庁（日本年金機構）が把握している年金

記録（加入期間、見込み受給年金額、加入履歴、過去の厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況等）を通知した「ねんきん定期便」（21年4月から順次、毎年継続的に送付）

があるが、これらについての状況をみると、

- ① 「ねんきん特別便」については、20年10月までにすべての年金受給者・加入者（約1億900万人）に対し送付が終了。送付を受けた者からの回答に関しては、同庁においては原則21年末までに確認作業を行ったところ。20年度から21年度にかけての第三者委員会の申立ては、「ねんきん特別便」を契機としたものが中心と考えられ、22年度の早い時期にはおおむね終了したものと史料。
 - ② 22年度以降は「ねんきん定期便」を契機とした申立てが中心となっていると考えられ、また、「ねんきん定期便」については、加入者のみに対して毎年継続的に送付されていることもあり、20年度には約29%だった受付事案に占める加入者からの申立ての割合は、23年に入ると（23年1～3月の平均）約55%にまで増加。また、「ねんきん特別便」と異なり、厚生年金については標準報酬月額等まで記載されていることから、第三者委員会に申立てられた厚生年金事案をみると、委員会設置当初は期間相違事案が大半を占めていたが、次第に標準報酬月額・賞与額の相違に関する事案が増加している状況。
- ・ 第三者委員会は、主に過去の年金記録の確認を行うことを前提として設置されたものであったが、申立内容をみると、予期に反して、第三者委員会設置以降に記録された最近の年金記録の誤りを申し立てる事案がこれまで約7,000件弱と多数存在。

（再申立件数の増加）

- ・ 年金事務所に再申立てがなされ、第三者委員会へ送付された件数は累計で3,738件（23年4月22日現在）。19年度11件、20年度445件、21年度1,574件、22年度1,699件と増加傾向にあり、2回目、3回目の再申立てに至っているものも発生。
- ・ なお、第三者委員会の判断等に関連して、訴訟が提起され始めており、現在までに、全国で7件の訴訟が提起。

（2）処理の状況

（処理件数及びその推移等）

- ・ 第三者委員会における処理件数（あっせん又は訂正不要の判断を行った件数及び取下件数等の合計）は、累計で186,296件（23年5月17日現在）。

これに年金事務所段階での処理件数 12,973 件（23 年 3 月 31 日現在）を加えると、合計 199,269 件の処理が終了。

- 体制の整備や調査能力の向上を図ってきた結果、第三者委員会における処理件数を年度別にみると、19 年度（19 年 7 月の委員会設置以降の約 8 か月半）5,796 件、20 年度 53,736 件、21 年度 57,539 件、22 年度 62,532 件と毎年度増加しており、1 月当たり平均処理件数でも、19 年度（同）には約 700 件だったものが、22 年度には約 5,200 件と大幅に増加。
- その結果、未処理件数は 20 年 8 月時点で約 46,000 件（過去最多）となっていたが、以降減少に転じ、23 年 5 月 17 日現在では約 25,000 件まで減少。また、受付件数に対する処理率は、19 年度末は約 12%にとどまっていたが、23 年 5 月 17 日現在では約 89%にまで上昇。また、21 年度までに受け付けた事案の処理はほぼ終了し、22 年度に受け付けた事案についても既に約 64%の処理を終了（23 年 5 月 17 日現在）。
- このため、過去の年金記録の確認のための中心的な手段として送付された「ねんきん特別便」を受けての申立ての処理はおおむね終了し、現在は、今後継続的に送付される「ねんきん定期便」を受けての申立ての処理が中心となっていると思料。
- なお、現在は、1 回かぎりの措置として行われた脱退手当金に係る特例的な通知（脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金保険被保険者期間が認められる方にその情報をお知らせするもの）を受けた方からの申立てに関する処理が相当数存在。

（処理の促進）

- 第三者委員会では、事案処理の促進のため、政府目標に沿って事案処理の推進に努めてきたところ。具体的には、①19 年度に第三者委員会に申立てられた事案についてはおおむね 1 年（21 年 3 月 31 日）を目途に処理を終える（20 年 1 月の年金記録問題に関する関係閣僚会議（以下「年金関係閣僚会議」という。）において決定）、②20 年度に年金受給者から申し立てられた事案について遅くとも 21 年中に処理を終える（21 年 3 月の年金関係閣僚会議において決定）との政府目標が決定されたが、いずれも目標を達成。
- また、第三者委員会に対する申立てを受け付けてから処理が終わるまでに要する期間の短縮を図ってきたところ。その結果、前回報告書に掲載した 21 年 4 月時点と直近調査の 23 年 3 月時点を比較すると、①年金事務所で申立人から確認申立書を受け付けてから処理を終えるまでの期間は全国平均で 163.3 日（前回比▲71.8 日）、②第三者委員会に転送されてから

処理を終えるまでの期間は全国平均で 130.2 日（同▲41.5 日）といずれも短縮。

- さらに、あっせん事案の蓄積を踏まえ、第三者委員会における調査審議を経ず、社会保険事務所（年金事務所）段階で記録回復を行うこと及びその対象の拡大を推進。その結果、これまで 4,553 件（23 年 3 月 31 日現在）が第三者委員会の調査審議を経ず社会保険事務所（年金事務所）段階において速やかに記録回復。
- （包括的意見について触れる予定）

（公正かつ丁寧な事案処理）

第三者委員会では、申立人の申立てを十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示すことを基本的な考え方としており、設置当初から、以下のように公正かつ丁寧な事案処理に努力。

- 第三者委員会における調査においては、申立人から提出された資料だけでなく、申立人の申立ての趣旨をくみ取るべく、第三者委員会自らが様々な調査等を行い、関連資料や周辺事情を幅広く収集。
- また、できる限り申立人がその言い分を伝えきれなかったと感じることがないように、まずは事務室職員が申立人から詳細に申立内容を聴取し、委員会又は部会においても、事案の性格に応じつつ、申出人からの口頭意見陳述の希望に対し丁寧に対応。
- 調査審議は全国 50 か所の地方委員会における多数の部会において行われることから、各委員会・部会における調査審議手順の統一を図り、事案処理における整合性を確保するため、基本方針案の策定、中央委員会からの先例の発出のほか、全国委員長会議等委員が出席する会議、事務室職員が出席する会議・研修等を開催。また、地方委員会が結論を出すに当たり、中央委員会事務室と地方委員会事務室との間で事前相談を行って整合性の確保に努力。

（あっせん率）

- 第三者委員会であっせん又は訂正不要の判断を行った件数 177,183 件のうち、あっせん件数（84,297 件）の割合（あっせん率）は約 48%（23 年 5 月 17 日現在）。
- 厚生年金事案における一括申立ての増加等もあるが、あっせん率は 19 年度末時点の約 45%から上昇傾向。

Ⅲ これまでの調査審議の実績を踏まえた今後の課題等

1 調査審議からみた年金記録確認に係る課題

厚生年金部会において検討中

- ・ 厚生年金事案における直近事案及びそのあっせん事案の存在
- ・ 厚生年金に関する日本年金機構の記録誤り防止の取組状況等及びその問題点
- ・ 上記を踏まえた、厚生年金の記録問題についての今後の課題

※ なお、国民年金については特に記述しない。

2 新たな年金記録体制

検討中